

軽自動車税の減免に係る身体障がい者等の範囲

(A) 身体障害者手帳の交付を受けている者

| 障がいの区分                   | 障がいの級別            |             |
|--------------------------|-------------------|-------------|
| 視覚障がい                    | 1級から3級までの各級及び4級の1 |             |
| 聴覚障がい                    | 2級及び3級            |             |
| 平衡機能障がい                  | 3級                |             |
| 音声機能又は言語機能障がい            | 3級(喉頭摘出に係るものに限る。) |             |
| 上肢不自由                    | 1級及び2級            |             |
| 下肢不自由                    | 1級から6級までの各級       |             |
| 体幹不自由                    | 1級から3級までの各級及び5級   |             |
| 心臓機能障がい                  | 1級、3級及び4級         |             |
| じん臓機能障がい                 | 1級、3級及び4級         |             |
| 呼吸器機能障がい                 | 1級、3級及び4級         |             |
| ぼうこう又は直腸の機能障がい           | 1級、3級及び4級         |             |
| 小腸機能障がい                  | 1級、3級及び4級         |             |
| 肝臓機能障がい                  | 1級から4級までの各級       |             |
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい     | 1級から3級までの各級       |             |
| 乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい | 上肢機能              | 1級及び2級      |
|                          | 移動機能              | 1級から6級までの各級 |

(B) 戦傷病者手帳の交付を受けている者

| 障がいの区分         | 障がいの程度                                |
|----------------|---------------------------------------|
| 視覚障がい          | 特別項症から第4項症までの各級                       |
| 聴覚障がい          | 特別項症から第4項症までの各級                       |
| 平衡機能障がい        | 特別項症から第4項症までの各級                       |
| 音声機能又は言語機能障がい  | 特別項症から第2項症までの各級<br>(喉頭摘出に係るものに限る。)    |
| 上肢不自由          | 特別項症から第3項症までの各級                       |
| 下肢不自由          | 特別項症から第6項症までの各級及び<br>第1款症から第3款症までの各款症 |
| 体幹不自由          | 特別項症から第6項症までの各級及び<br>第1款症から第3款症までの各款症 |
| 心臓機能障がい        | 特別項症から第5項症までの各級                       |
| じん臓機能障がい       | 特別項症から第5項症までの各級                       |
| 呼吸器機能障がい       | 特別項症から第5項症までの各級                       |
| ぼうこう又は直腸の機能障がい | 特別項症から第5項症までの各級                       |
| 小腸機能障がい        | 特別項症から第5項症までの各級                       |
| 肝臓機能障がい        | 特別項症から第5項症までの各級                       |

(C) 療育手帳の交付を受けている者のうち、障がいの程度に (A) 又は A の記載がある者

(D) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、障がいの等級が1級である者